

## ＜声明＞安倍内閣による集団的自衛権行使容認の閣議決定を糾弾する

2014年7月2日

憲法改悪阻止各界連絡会議

安倍内閣は7月1日、広範な国民の反対を押し切って、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を強行しました。私たちは、立憲主義を根本から踏みにじり、世界にも誇るべき日本国憲法第9条のさらなる破壊に向けたこの歴史的暴挙を、憤りをこめて糾弾し、その撤回を求めます。

日本国憲法第9条のもとで集団的自衛権の行使は許されないとする政府の憲法解釈は、自衛隊増強や日米同盟強化などの第9条破壊に抗議する国民への弁明として、政府が長年にわたって自らに課してきた制約です。それをも一内閣の恣意的判断で180度転換することは、主権者国民に対する二重三重の背信です。

今回の閣議決定は、「我が国の存立」や「国民の生命、自由、幸福追求の権利」が脅やかされる事態が、日本への武力攻撃の場合だけでなく「我が国と密接な関係にある他国」への武力攻撃によってもたらされた場合であっても、集団的自衛権による武力の行使は可能であるとしながら、「明白な危険がある場合」のみに認められる「限定的」なものであるなどと強弁しています。しかし、「他国」へのどのような武力攻撃が日本に影響を及ぼすのか、「明白な危険」とはどのようなものか等については何ら「限定的」されておらず、それを判断するのは政府であり、武力行使は際限なく拡大し得る内容と言わざるを得ません。また、武力攻撃に至らない侵害への自衛隊の対処や米軍部隊の防護、駆けつけ警護、他国への後方支援なども盛り込んでいます。

さらに、日本が国連加盟時に留保を表明した安保理決議にもとづく武力行使（集団安全保障）についても、閣議決定はさまざまな抜け道をつくっており、すでに集団的自衛権行使容認と「憲法上の考え方が変るとは考えられない」（6月27日、政府答弁書）との態度を表明している有様です。

閣議決定が強行されたからといって、直ちに海外で武力行使ができるわけではありません。安倍内閣は、今秋の臨時国会以降、自衛隊法やPKO法など関連する個別法改悪によって閣議決定の法的基盤を固め、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の再改定に結びつけようとしています。こうして自衛隊による海外での武力行使の歯止めは取り払われ、自衛隊員が海外で殺し、殺されることとなります。まさにこれからが日本国憲法の命脈を左右する正念場です。

日本の平和と安全、国民の生命、自由、幸福追求の権利は徹底した平和外交によってこそ守られるとした憲法第9条の精神こそ、21世紀の世界で輝きを増しており、私たちはこの憲法が生きる日本をめざします。そのため、安倍内閣の「閣議決定」を断固拒否し、広範な国民との共同を広げ、個別法の改悪による「戦争する国」づくりに向けた暴走を阻止し、安倍政権の軍国主義の野望を打ち砕くために奮闘する決意を表明します。

### 憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-10 神保町マンション 202  
TEL03-3261-9007 fax03-3261-5453 Eメール:mail@kenpoukaigi.gr.jp